

千葉県一時保護所学習支援業務委託 総合評価一般競争入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）、本件調達に係る入札公告のほか、県が発注する調達（物品の購入又は製造、印刷の請負及び委託業務（建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務を除く。）以下「物品・委託等」という。）契約に関し、総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

購入等件名 千葉県一時保護所学習支援業務委託
数 量 一式

2 入札参加者に必要な事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出時において千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
なお、千葉県における物品等入札参加資格を有しない者は、当該資格に関する審査を受け、資格を有すると認められることによって千葉県における入札参加資格を得ることができる。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をしている者（同法に基づく裁判所の更生手続き開始決定が行われている場合を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続き開始の申立をしている者（同法に基づく裁判所の再生手続き開始決定が行われている場合を除く。）でないこと。
- (7) 商法（明治32年法律第48号）附則（平成16年法律第76号）第8条の経過措置が適用され改正前の商法第381条の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立を行っている者でないこと。
- (9) 最近2年間の法人税、法人県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税又は地方消費税に未納がない者であること。
- (10) 過去5年以内に地方公共団体の一時保護所等での学習支援員の派遣に関する案件の履行実績を有する者であること。
- (11) 千葉県一時保護所学習支援業務総合評価委員会（以下「委員会」という。）の委員が自

- ら主宰し、役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。
- (12) 委員会の委員でないこと。
- (13) I SMS又はプライバシーマークを取得している者であること。

3 入札参加資格提出書類及び提出方法

入札に参加を希望する者は、次の(1)に定める事項を記載した書面を提出し、提出した書類について千葉県知事より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された書面を審査した結果、上記2に掲げる要件を満たしていると認めた者に限り入札の対象とする。

(1) 提出書類

- ① 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- ② 会社概要(様式2)
- ③ 過去5年以内に地方公共団体の一時保護所等での学習支援員の派遣に関する案件の履行実績を証するもの(契約書又は検査結果通知書の写しを添付する。)(様式3)
- ④ 本件業務に従事する作業者の一覧・経歴等(当該作業者の資格証明書又は確認できる証等の写しを添付する。)(様式4)
- ⑤ 契約締結に係る確約書(様式5)
- ⑥ 最近2年間の法人税、法人県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税又は地方消費税に未納がないことを証明するもの(完納証明書)
- ⑦ 結果通知用封筒(長3号)一式(総合評価一般競争入札参加資格審査結果通知の送付先を明記し、簡易書留相当分の切手を貼付したもの)

(2) 受付期間

令和8年3月6日(金)から令和8年3月23日(月)まで
(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(3) 提出方法

(4)の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)(郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。)によるものとし、電話、電報、ファクシミリ、電子メール、宅急便等は不可とする。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和8年3月23日(月)午後5時までに必着すること。

(4) 提出場所

千葉県健康福祉部児童家庭課児童相談所改革室
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎13階
TEL 043-223-3634(直通)

(5) 結果通知

入札参加資格審査の結果は、令和8年3月24日(火)以降に、全ての申請者に対し郵送にて通知する。

4 質問の受付及び回答

入札説明書、要求水準書の内容、その他入札に係る質問については、次のとおり受け付けるものとする。

- (1) 質問については、書面（様式6又は様式7）により FAX 又は電子メールで行うこと。
なお、送信後は必ず下記17の担当者に対し、着信確認のための電話をすること。
- (2) 質問の受付期間
(入札参加資格審査関係)
令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）まで
(業務提案書関係)
令和8年3月6日（金）から令和8年3月27日（金）まで
(時間はいずれも午前9時から午後5時まで)
※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (3) 受付場所
下記17に同じ。
- (4) 回答
質問に対する回答については、入札参加希望者に対し、FAX 又は電子メールにより回答する。
(入札参加資格審査関係)
令和8年3月18日（水）まで
(業務提案書関係)
令和8年4月3日（金）まで

5 入札提出書類の提出期間及び場所等

- (1) 提出期間
入札参加資格審査の結果通知を受領した日から
令和8年4月15日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所
3の（4）と同じ
- (3) 提出書類
次の書類を揃えて提出すること。

① 入札書（様式8）	1部
② 委任状[代理人を選任した場合]（様式9）	1部
③ 誓約書（様式10）	1部
④ 業務提案書及び同概要版	各10部
⑤ 上記④のPDF形式による電子データ（CD-R等）	2部
- (4) 提出方法
 - ① 3の（4）の場所に直接持参するか、郵便又は信書便（郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。）によるものとし、電話、電報、ファクシミリ、電子メール、宅急便等は不可とする。
 - ② 入札書等（上記(3)に関する書類。）を直接持参する場合は、入札書については、7の(1)の⑤を参照し提出すること。その他の書類については直接提出すること。
 - ③ 入札書等（上記(3)に関する書類。）を郵送又は信書便により提出する場合には、入札書については、7の(1)の⑤を参照し、その他の書類については、外封筒に必要書類を

入れ、封入封緘し「何月何日開札 [件名] の入札提出書類在中」と朱書きすること。なお、業務提案書については入札書等と別便での郵送を可能とする。

- ④ 郵便又は信書便により提出する場合は、令和8年4月15日（水）午後5時までに必着すること。

6 入札の取りやめ

妨害、不正行為、入札参加予定者（入札参加資格を認定され、入札参加予定の者。）の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ又は生じる恐れがあると認められるときは、入札期日を延長し又は入札を取りやめることがある。この場合は、その旨公示するとともに入札参加者に通知する。

7 入札書に関する事項

(1) 入札書は以下のとおり提出すること。

- ① 入札書は直接持参するか、郵便又は信書便とする。
- ② 入札書（様式8）は、入札者の住所、氏名又は法人名、代表者名等を記入し、押印すること。
- ③ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④ 入札書の記載金額と業務提案書の提案見積書等の積算根拠に相違がある場合には、入札書の記載金額をもって入札価格とする。
- ⑤ 入札書は、直接提出する場合は封筒に封入封緘し、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称。）及び「何月何日開札 [件名] の入札書在中」と朱書きすること。また、郵便又は信書便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に封入封緘し、当該中封筒の表には直接提出の場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の表には「何月何日開札 [件名] の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ⑥ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。

(2) 代理人が入札提出書類を提出する場合には、委任状（様式9）を提出すること。

なお、入札参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、入札書、委任状及び誓約書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札提出書類の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8 入札保証金

千葉県財務規則第107条の規定によるものとする。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に入札書及び業務提案書を提出しないとき。
- (3) 本入札に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 本入札に対して、自己のほか、他人の代理をかねて提案したとき。
- (5) 本入札に対して、2以上の代理人を指定したとき。
- (6) 入札に関して談合等の不正行為があったとき。
- (7) 入札書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- (8) 本入札に対して、予定価格の110分の100を超える入札をしたとき。
- (9) 「13 業務提案書に関する事項」で示した条件に反したとき。
- (10) その他、提示した事項及び本入札に関する条件に反したとき。

10 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書の提出前であれば入札を辞退することができる。ただし、入札書受付締切日時を過ぎてからの辞退はできない。
- (2) 上記(1)の場合、入札参加者は、入札辞退届(様式11)又はその旨を明記した入札書を3の(4)と同じ提出場所に直接提出しなければならない。

11 開札

開札は入札終了後、12で示す日時・場所にて入札参加者の立ち会いのもと行う。
当該入札をした入札参加者が立ち会わないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員に立ち合わせて行う。

12 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時
令和8年4月16日(木) 午前10時
- (2) 開札場所
千葉県健康福祉部児童家庭課内

13 業務提案書に関する事項

業務提案書は、別紙「千葉県一時保護所学習支援業務委託提案書作成要領」により作成すること。

なお、委託内容は別添「千葉県一時保護所学習支援業務委託要求水準書」に記載のとおりであるが、これ以外に本業務の目的達成に有効と考える手法・アイデア等がある場合には、その内容も業務提案書に盛り込むこと。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定について
落札者決定方法については、「千葉県一時保護所学習支援業務委託落札者決定基準」に基づき、委員会による業務提案書の審査と入札額を総合的に評価し、総合評価点の最も高い者を落札者として決定するものとする。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した額を落札価格とする。
- (3) 業務提案書の審査について、基礎審査及び業務提案審査は、令和8年4月中旬に行う。
なお、業務提案審査に際して業務提案についてのプレゼンテーションを行い、提案内容

についての説明を求める。なお、業務提案審査の日程等については業務提案書の提出者全員に事前に通知する。

(4) 提案者の選定結果の通知

基礎審査の結果については、令和8年4月中旬に、業務提案書の提出者全員に対し郵送で通知する。

業務提案審査の結果については、令和8年4月下旬に提案者に対し、郵送にて通知する。

1.5 契約書

- (1) 契約は、各団体と個々に締結することとし、その契約に当たっては契約書を作成する。この場合において、双方が記名押印することにより当該契約は成立する。
- (2) 契約書の内容は、別紙契約書（案）のとおりとするが、契約の際に各契約団体と協議すること。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (4) 契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (5) 落札者は、決定の通知が落札者に到達した日から1ヶ月以内に契約を締結しなければならない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。ただし、協議会が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (6) 契約保証金については、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条の規定による。

1.6 その他

- (1) 参加資格審査申請書又は提案書に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとする。
- (2) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (3) 提案書の著作権は、その提案者に帰属する。
- (4) 提出期限後の参加資格審査申請書又は提案書の再提出及び差し替えは認めない。
- (5) 提出後の参加資格審査申請書及び提案書は、返還しない。
- (6) 入札関係書類に虚偽の記載をした場合には、入札を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して不利益処分を行うことがある。
- (7) 入札関係書類に記載した業務主任作業者は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 上記に記載されているものの他、手続及び契約事務については、各団体の関係規定を準用する。
- (9) 追加利用団体が生じた場合における取扱いについては、別途協議すること。
- (10) この公告に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、締結するものとする。

1.7 入札に関する照会先の名称及び所在地

千葉県健康福祉部児童家庭課児童相談所改革室

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎13階

TEL 043-223-3634（直通）

FAX 043-224-4085

E-mail : katei8@mz.pref.chiba.lg.jp